

# 港湾を兵站基地にするな 港湾労働者と戦争を考える⑨

衆参両院での予算委員会  
が閉幕した。

このなかで岸田政権は、  
いま世間で流布されている  
所謂増税メカネをいたく  
気にして、まさに『付け焼  
刃減税』を打ち出したこと  
で国会はもとよりの与党内  
部でも大混乱を招いている。  
このことは、1年限りの  
1回限りの減税・給付を指

しており、その後は大軍  
への増税が待っている。  
まさに『付け焼刃減税』  
であり、我々国民をバカに  
していると思えない。今  
も退職金増税やその他社会  
保障制度の改悪、或いは新  
たな増税論についてはそ  
のまま生き延びているとい  
える。

しかし、この岸田政権は  
大軍拡を行うことで戦争の  
きっかけを生み、国民の生  
命を脅かすだけでなく、加  
えて我々国民に対して大軍  
拡に伴う増税と各社会保  
障制度の改悪、或いは新  
たな増税論についてはそ  
のまま生き延びているとい  
える。

## 筆随リ どうする家康②

教官部会外池です。前月  
号、藤木さん随筆の第2弾  
です。豊橋「シーパレス」  
を起点とした旅も時間が押  
し迫り、『どうする我々』と  
なり「東照宮」家康公終焉  
の地、駿府(静岡県)で奇り  
道することになりました。

東照宮といえば日光東照宮  
が真っ先に浮かび上がると  
思いますが、家康公を祀っ  
た東照宮は、全国に700  
社以上存在したとされて、  
約130社が現存していま  
す。久能山東照宮は、日光  
東照宮と並び二天東照宮の  
一つに数えられています。

ここは東照宮の中で最初



2023年度全国港湾中央執行委  
員名簿の掲載について、紙面の都合

に創建され、社殿の解説に  
よれば家康公は、1616  
年4月17日、75年の生涯を  
閉じ、遺体は久能山に葬り、  
葬儀は江戸の増上寺、一周  
忌が過ぎて後、日光山に小  
堂を建てることが総べて家  
康公本人の遺言だったこと  
が解り、納得しました。

久能山は、標高216メ  
ートルあり、駐車場に着き  
目の前の山門から昇り階段  
が見え、管理人の話では、  
徒歩では山登り20分かかる  
と教わり、この真夏日の気



「お知らせ」  
よりの掲載することが出来なかつた  
ので、中央執行委員名簿については  
全国港湾ホームページに掲載しま

温では自分(ジジ)と呼ば  
れている別名「勅額御門」  
から一段一段が随分高い  
石段であり、足が短い自分  
には、一段毎に「よいしょ」  
と声が出る始末、まわりを  
ながめ眺め結局、本殿まで  
15分かかりました。

日本平に登ると、後ろは  
富士山、左に伊豆半島、右  
に清水港、眼下には駿河湾  
が一望でき、日本観光地百  
選コンクールで一位に選ば  
れるだけあって、さすがに  
風光明媚、感心しました。

さて、東照宮ですが、静  
鉄ロープウェイで5分、東  
照大権現」の勅額が掲げら  
れます。

このままでは、我々港湾  
労働者の職場である港湾が  
兵站基地となり、我々は真  
の戦争の犠牲者となる。断  
じてこのような事は阻止しな  
ければならない。

相すらる。また、各大国  
は利害関係のみを重視し対  
応していることで、まさに  
第三次世界大戦の前哨では  
ないかと大いに危惧すると  
ころである。

今回の旅では、計画なし  
の楽しい旅となりました  
が、藤木さんの「今川焼、  
食い忘れた！」の一言がく  
いに残る旅路となりました。  
お疲れ様でした！

の参拝者に見習い真面目に  
参拝を終え、下りに就こう  
としてふと見ると、「家康  
公の手形」があるではない  
か、自分の手と重ねてみる  
と、自分と同じくらいです  
た。看板には、38歳、身長  
155センチ、体重60キロ  
とあり、納得しました。

久能山東照宮の印象は、  
広さは日光より狭いと感じ  
られましたが、極彩色に飾  
られた社殿のキリビヤカサ  
は、引けを取らないと思  
います。

現在、全国港湾として第  
1・3木曜日に新橋駅前宣  
伝行動を恒常的に取り組ん  
でいるが、朝の通勤等のご  
港労連委員長 竹内 一

通行中の皆さんも明らかに  
我々の取り組みへの反応に  
変化が表れてきている。ピ  
ラ配布の感触や激励の言葉  
や手紙といった反応が日々  
高揚してきているのが現場  
での実感だ。改めて、この  
地道且つ恒常的な取り組み  
の重要性と意義について痛  
感しているところである。  
我々は引き続き様々な取り  
組みをおして、「港湾を  
兵站基地にするな！」の運  
動を邁進していく時が『今』  
であると確信する。

# こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会

## 港湾産別協定 48

～安全・衛生・職業訓練・福利厚生～

今回は第10章「安全・衛生・職業訓練・福利厚生」の48条に進みます。第48条コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の取り扱いの安全基準コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物の取り扱いの安全基準については、別添確認書(第12章第58条第8項①)の通り実施する。なお、コンテナ多段(7・8段)例外荷役に伴う安全確保措置義務に關しては、別途確認書(第12章第58条第8項②)の通り実施する。

1950年代に大西洋航路で35本のコンテナが積まれて就航したのがコンテナ貨物の始まりで、以来、コンテナの定規格化を伴いながら、本船も専用船化と大型化が進みます。日本へは1967年に神戸港と東京港に初入港します。余談ですが、コンテナ船の荷役を巡って、アメリカでは「貨物の積み付けは港湾労働者の仕事」とのスローガンのもとで、港に着いたコンテナから一旦貨物をばらして、もう一度積み付け作業をしたうえで、本船にクレーンで積むといった港湾労働者の抵抗があったことが語り継がれています。「雇用と職域確保の運動」が、ここでもありました。

さて、産別協定の話に戻し、上記の原文とも

に詳細を規定した第12章第58条第5項からも引用しながら読み進めていきま

す。いま、世界最大級の

本船は23000TEU

(日本寄港の本船では14000TEU)とこれ

すでに9段積作業が行われ、それに対応する協

定があります。コンテナ

作業の最初の協定は1984年がはじめてで、「甲板上の積み付け作業は原則として4段迄とする。止むを得ず甲板上5段積荷役を行う船社は、事前

に当該元請を通じて積載・運航計画・本船構造・荷役設備及びラッシング方法・理由等を各港安全専門委員会を経由して『中央安全専門委員会』に申請し、確認を得るものとする」とし、その場合は両舷側は4段積までとする」とし、「安全確保のため：荷役時間は充分にとり強行荷役は行わないこと」と念を入れて

います。当時のコンテナ作業に対する認識、危険

・高所作業への強い警戒感を感じます。当時は、

カントリークレーンだけ

でなく、本船クレーンや

陸上揚貨装置を使った作

業もあったようで、いず

れにしても、安全への強

い意識が反映した協定に

なっています。

滑落防止のために、ラ

ッシング作業ではコンテ

ナ上に昇らないこと、キ

ャットウォーク、搭乗設

備の使用を義務付け、命

綱の着用、高所作業に適

した作業着、止むを得ず

夜間作業を行う場合は

「照明の確保」とまで

規定しているところは、

念には念を入れた協定で

あることが分かります。

その後、2004年に

5段・6段積作業が船社

から申請される状況が生

まれ、詳細にわたる作業

基準がつけられます。こ

こでも4段積を原則とし

て明記し、「止むを得ず」

5段・6段とする場合は、

両舷側は各々4段・5段

迄とし、この協定ではじ

めてゴンドラを使用する

場合の規定を設けていま

す。2013年に7段・

8段積作業に関する確認

書に進みますが、この作

業を可能とする港湾は、

荷役設備や寄港本船の関

係から、仙台塩竈港、東

京港、横浜港、清水港、

名古屋港、四日市港、大

阪港、神戸港、博多港に

限定されています。そして

2015年に9段荷役に

伴う確認書へと進み、東

京港・横浜港・名古屋港

・神戸港に適用港を限定

しています。

9段積(両舷側9段)

荷役の確認書の大きな特

徴は、これまで多段積荷

役の安全基準や安全のた

めの視点を踏襲しつつ、

オートツイストロックの

落下防止の視点を入れた

ことです。具体的には、

「9段荷役及びラッシン

グ・アンラッシング作業

については、8段以下の

コンテナ荷役及びラッシ

ング・アンラッシング作

業と同時に作業をしてはな

らない」と明記して、ツイ

ストロックの落下から

港湾労働者の安全を確保

したことにあります。例

えば、艫とも/船尾)側

で9段荷役をしている際

は、艫(おもて/船首)

側での作業はできないこ

とを強調しておきます。

大型船であっても、ツイ

ストロックが落下した際

に風などの影響でどこに

落下するかわからないか

らです。9段目と8段目

の作業を同時に行うこと

を禁止したが、9段

目の荷役がすべて終わっ

た時点で8段目の作業に

入ることを規定していま

す。現に、これが港毎で

統一的に徹底されていない

かのために一化された

経緯もあります。今回は、

この協定の後半部分にな

る「危険物・有害物貨物の

取り扱い」に進みます。